

2021年4月23日

経済法令研究会

## 『銀行業務検定試験 税務3級問題解説集 2021年3月受験用』

## 追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、2021年3月受験用の問題解説集をお持ちの方が、2021年6月1日以降に銀行業務検定試験「C B T 税務3級」を受験する際の一助となるよう、2021年度税制改正のポイントについて、お知らせするものです。

## 記

## 2021年度税制改正のポイント

## 【所得税】

## ● 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外（従業員）の退職金（短期退職手当等）についても、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しないこととされた（2022年分以後の所得税について適用）。

## ● セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例：スイッチ OTC 薬控除）の対象となる医薬品がより効果的なものに重点化され、手続きが簡素化されたうえで、適用期限が5年延長された（2026年12月31日まで）。

## ● 住宅借入金等特別控除の特例の延長等

特別特例取得<sup>\*</sup>をした家屋を2021年1月1日から2022年12月31日までに居住の用に供した場合には、①控除期間13年の特例の適用期限が延長され、②合計所得金額が1,000

万円以下の者については面積要件が緩和され、床面積が 40 m<sup>2</sup>以上 50 m<sup>2</sup>未満である住宅も対象とされた。

※ 特別特例取得：住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

区 分	契約締結時期
居住用家屋の新築	2020年10月1日～2021年9月30日
分譲住宅・既存住宅の取得，増改築等	2020年12月1日～2021年11月30日

### ● 確定申告不要制度の拡充

2022年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について、所得税の額が、配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき、または控除しきれなかった予納税額があるときは、確定申告書の提出を要しないこととされた。この場合の確定申告書の提出期間は、申告義務のない者の還付申告書の提出期間（翌年1月1日から5年間）と同じである。

### 【相続税・贈与税】

#### ● 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

① 2021年4月1日から同年12月31日までの非課税限度額が、2020年4月1日から2021年3月31日までの間の非課税限度額と同額（最大1,500万円）まで引き上げられた。よって、非課税限度額は次のようになる。

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋 (耐震・エコ・バリアフリー住宅)		左記以外の住宅用家屋（一般住宅）	
	消費税率10%	左記以外	消費税率10%	左記以外
2020年4月～2021年3月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
2021年4月～2021年12月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円

② 2021年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税については、受贈者の贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40 m<sup>2</sup>以上に引き下げられた。よって、面積要件は次のようになる。

贈与を受けた年分の合計所得金額	家屋の登記簿上の床面積の要件
1,000万円超2,000万円以下	50㎡以上240㎡以下
1,000万円以下	40㎡以上240㎡以下

- 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例における一定の家屋および増改築等の床面積要件の見直し

2021年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税については、床面積要件の下限が40㎡以上に引き下げられた。

- 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

2021年4月1日以後に贈与者から取得した教育資金について、以下の措置が講じられ、その適用期限が2年間延長された（2023年3月31日まで）。

- ① 教育資金管理契約期間中に贈与者が死亡した場合において、贈与からその死亡の日までに経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算される。

※ 受贈者が、贈与者の死亡日において次のいずれかに該当する場合は加算されない。

(イ) 23歳未満である場合、(ロ) 学校等に在学している場合、(ハ) 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

- ② 受贈者が贈与者の孫等である場合には、贈与者死亡時の残高に係る相続税額について「相続税額の2割加算」が適用される。

贈与者が死亡した場合の取扱い（教育資金の取得時期による違い）

教育資金の取得時期	2021年4月1日以後	2019年4月1日から 2021年3月31日まで
相続税の課税対象	死亡の日までの年数にかかわらず すべての贈与に係る残額	贈与者の相続開始前3年以内の贈与に係る残額
受贈者が孫等の場合の 「相続税額の2割加算」の適用	2割加算の適用あり	2割加算の適用なし

- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

以下の措置が講じられ、その適用期限が2年間延長された（2023年3月31日まで）。

- ① 2021年4月1日以後に贈与者から取得した結婚・子育て資金について、受贈者が孫等の場合には、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に「相続税額の2割加算」が適用される。

- ② 2022年4月1日以後に贈与者から取得する結婚・子育て資金については、受贈者の年齢要件の下限が引き下げられ、「20歳以上50歳未満」から「18歳以上50歳未満」となった。

贈与者が死亡した場合の取扱い（結婚・子育て資金の取得時期による違い）

結婚・子育て資金の取得時期	2021年4月1日以後	2021年3月31日まで
相続税の課税対象	残額が相続税の課税対象	
受贈者が孫等の場合の「相続税額の2割加算」の適用	2割加算の適用あり	2割加算の適用なし

#### 【法人税】

- 中小企業者等の法人税の軽減税率（税率15%）の特例の適用期限が2年延長（2023年3月31日までの間に開始する各事業年度）された。
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除について一定の見直しが行われたうえ、適用期限が2年延長（2023年3月31日まで）された。

以上